

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第9回総会

日時：令和3年11月30日（火）午前10時00分～

場所：Webによるオンライン会議

— 会 議 次 第 —

議 事

1 諮 問

「(仮称) 小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

「(仮称) 小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

2 受理報告

3 その他

【審議資料】

資料1 「(仮称) 小山三丁目第1地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

資料2 「(仮称) 小山三丁目第2地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

資料3 受理報告

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	齋藤委員
	第二部会長	宮越委員
	荒井委員	堤委員
	池邊委員	平林委員
	池本委員	廣江委員
	奥委員	水本委員
	日下委員	宗方委員
	小林委員	森川委員
	袖野委員	保高委員
	高橋委員	横田委員
		渡邊委員

(20名)

事務局	木村政策調整担当部長
	宮田アセスメント担当課長
	下間アセスメント担当課長

資料 1

3 環 総 政 第 515 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

令和 3 年 11 月 30 日

東京都知事 小池 百合子
(公 印 省 略)

記

諮問第 531 号 「(仮称) 小山三丁目第 1 地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

資料 2

3 環 総 政 第 516 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

令和 3 年 11 月 30 日

東京都知事 小池 百合子
(公 印 省 略)

記

諮問第 532 号 「(仮称) 小山三丁目第 2 地区第一種市街地再開発事業」環境影響評
価書案

受 理 報 告 (11 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	日本電子昭島製作所建物更新計画	令和3年10月18日
2 環境影響評価書	西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業	令和3年10月26日
	中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業	令和3年10月26日
3 事後調査報告書	川口土地区画整理事業（工事の施行中その1）	令和3年9月29日
	菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その2（事業の実施中その2）	令和3年9月30日
	（仮称）赤坂二丁目プロジェクト（工事の施行中その1）	令和3年9月30日
	都営東京街道団地建替事業（工事の施行中その7）	令和3年10月25日
	八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その3）	令和3年10月26日
4 変 更 届	（仮称）芝浦一丁目建替計画	令和3年9月22日
	西武鉄道新宿線、国分寺線及び西武園線（東村山駅付近）連続立体交差事業	令和3年9月29日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
4 変 更 届	国立印刷局王子工場整備事業	令和3年10月26日

受 理 年 月 日
令和3年10月26日

「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
騒音・振動	本事業は工事が長期間にわたる上、予測結果が勧告基準と同値又はわずかに下回る工種があること、また、夜間にも工事が実施されることから、周辺住民に対して工事内容を十分に説明するとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の影響を低減するよう努めること。	夜間工事の実施にあたっては、工事個所周辺に作業予定や夜間作業予定を掲示する等、地域への周知に努めることを環境保全のための措置に追記した。 (本編 122 ページ)
騒音・振動	仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動について、予測結果が現況値を同値又は上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道振動の一層の低減に努めること。	新たに仮線を敷設する箇所においては、地盤の耐力を確認し、必要により路盤改良や締固め等の対策を実施することを環境保全措置に追記した。 (本編 122 ページ)
騒音・振動	工事の完了後の鉄道騒音については、本事業が高架移設であり、事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、事後調査において、可能な限り影響を代表する地点における高さ方向の測定を行うこと。また、工事の完了後においても環境保全のための措置を徹底し、鉄道騒音の一層の低減に努めること。	工事の完了後における鉄道騒音について、必要に応じて実態を把握し、実態に応じた騒音低減対策を検討するなど、鉄道騒音の低減に努めることを追記した。 (資料編 140 ページ)

受 理 年 月 日
令和3年10月26日

「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
廃棄物	不燃ごみ処理施設としての再資源化率の定義と内訳を整理した上で、更なる再資源化率の向上に努めること。また、事業実施に伴う再資源化率については、廃棄物の内訳ごとに整理し、事後調査において報告すること。	「再資源化率」の定義を明記し、廃棄物毎の再資源化率の内訳を記載した。 (本編 295 ページ 表 8.6-23) また、定義に合わせて再資源化等に係る表現を修正した。 (本編 296 ページ 他)
温室効果ガス	不燃ごみ処理施設の稼働に伴う温室効果ガスについては、今後の技術的進展を踏まえた、更なる排出量削減措置の実施に努めること。また、温室効果ガスの削減効果については、事後調査において検証すること。	更なる排出量削減のための措置として、屋上緑化等の推進、空調負荷の低減等による建物の省エネルギー化及び技術的進展を踏まえた機器選定について、環境保全のための措置に追記した。 (本編 307 ページ)

10月分受理報告に係る助言事項（事業者回答）

報告年月日：令和3年10月26日

■事後調査報告書

（1）目黒清掃工場建替事業

事業者名：東京二十三区清掃一部事務組合

項目	助言事項		回答
騒音・振動	1	<p>工事用車両の走行による騒音（72 dB）が環境基準を超過しています。予測時点（71 dB）で既に環境基準を超過していたようですが、少しでも騒音を低減するための対策を検討できないでしょうか（例えば、山手通り南側を利用する大型車の一部について、別の走行ルートに振り分けることなどはできないでしょうか）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・走行時の定速走行を徹底する。 ・工場への入場・退場については、時間差をつけることを徹底する。 ・車両が連続して工場から退場することのないことを徹底する。

11 月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和3年11月30日

■事後調査報告書

(1) 菱光石灰工業株式会社 八王子砕石工場 採掘区域拡張事業その2 (事業の実施中その2)

事業者名：菱光石灰工業株式会社

項目	助言事項		委員
騒音・振動	1	出荷ダンプトラックの走行による交通騒音が2地点(ST-1、ST-2)で環境基準を超過しています(表2-10)。一般車両の走行も含めた結果なので、必ずしもダンプトラックのみの影響ではありませんが、トラック走行量の分散化を図るなど、騒音抑制に努めて下さい。	高橋委員
	2	項目④出荷ダンプトラックの走行に伴い発生する道路交通騒音・振動において、昼夜ともに幾つかの地点で環境基準が超過している。基準超過地点における夜間の時間帯別の交通量(資料1-51~55)と騒音測定結果(資料2-13~16)の関係を見ると、夜間の交通騒音は砕石ダンプ台数や大型車混入率との関連が高く、本事業に依る夜間騒音への影響と推察される。本事後調査報告書で「本事業に依る環境への影響が小さい」と述べているが、その明確な根拠を示していただきたい。	廣江委員

(2) (仮称)赤坂二丁目プロジェクト (工事の施行中その1)

事業者名：森トラスト株式会社

項目	助言事項		委員
騒音・振動	1	建設工事騒音に対する苦情があった場合、その内容と具体的な対処を記載すべきである。	廣江委員

(3) 都営東京街道団地建替事業 (工事の施行中その7)

事業者名：東京都

項目	助言事項		委員
騒音・振動	1	工事用車両の走行騒音が環境基準を超過しています(表-11)。一般車両による騒音のレベルが高いことも一因のようですが、工事用車両走行量の分散化を図るなど、騒音抑制に努めて下さい。	高橋委員
	2	工事車両の走行に伴う振動、建設工事に伴う振動はいずれも規制基準を下回ったが、工事車両の走行に伴う騒音が新旧の環境基準を超過したことは残念であった。	廣江委員

(4) 八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その3）

事業者名： 八重洲二丁目北地区市街地再開発組合

項目	助言事項		委員
騒音・振動	1	工事用車両の走行騒音が一部（地点7、8）で環境基準を超過しています（表2-3）。建設用機械の稼働騒音の影響を受けていることが原因のようですが、工事用車両走行量の分散化を図るなど、騒音抑制に努めて下さい。	高橋委員